

平成25年度南大隅町議会定例会5月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成25年5月1日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成25年5月1日 午前10時

開 議 平成25年5月1日 午前10時

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 宇野 仁一 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
出席議員 全員
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	保健課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	竹野 洋一 君
教育長	田中 純也 君	教育総務・社会教育課長	尾辻 正美 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	石走 和人 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	伊比礼 純一 君
会計管理者	田中 明郎 君	町民福祉課長	小田 清典 君
企画振興課長	木佐貫 徳和 君	総務課主幹	相羽 康徳 君
財産運用課長	川辺 和博 君	財政係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 木佐貫 公子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (3番) 松元 勇治 君 (5番) 平原 熊次 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成25年5月1日 午後2時44分

議会事務局長（大久保清昭君）

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の大久保と申します。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の平原熊次議員をご紹介申し上げます。

（ 年長の議員平原熊次君 議長席に着く ）

臨時議長（平原熊次君）

皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました平原熊次です。

地方自治法の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく申し上げます。

▼ 開 会

臨時議長（平原熊次君）

ただいまから、平成25年度南大隅町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名であります。

▼ 開 議

臨時議長（平原熊次君）

それでは、議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

▼ 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（平原熊次君）

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

▼ 日程第2 議長の選挙

臨時議長（平原熊次君）

日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

臨時議長 (平原熊次君)

ただいまの出席議員は12人です。
つぎに、立会人を指名します。
会議規則第28条第2項の規程によって、立会人に1番 浪瀬敦郎君及び2番 持留秋男君を指名します。
それでは投票用紙を配ります。
念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

臨時議長 (平原熊次君)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「なし」という者あり

臨時議長 (平原熊次君)

配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

臨時議長 (平原熊次君)

異状なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(点 呼)

議会事務局長 (大久保清昭君)

1番 浪瀬敦郎議員 2番 持留秋男議員 3番 松元勇治議員 6番 日高孝壽議員
7番 川原拓郎議員 8番 大久保孝司議員 9番 大村明雄議員 10番 宇野仁一議員
11番 大内田憲治議員 12番 水谷俊一議員 13番 井之上一弘議員、
最後に、臨時議長 平原熊次議員に投票いただきます。

(投 票)

臨時議長 (平原熊次君)

投票漏れはありませんか。

「なし」という者あり

臨時議長（平原熊次君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終ります。

開票を行います。

浪瀬敦郎君及び持留秋男君、開票の立会いをお願いします。

（ 開 票 ）

臨時議長（平原熊次君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票、有効投票 12票、無効投票 0票です。

有効投票のうち、大村明雄君 7票、宇野仁一君 5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票は、3票です。

したがって、大村明雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（ 議場を開く ）

臨時議長（平原熊次君）

ただいま議長に当選されました、大村明雄君が議長におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。大村明雄君。

〔 議長 大村 明雄 君 登壇 〕

議長（大村明雄君）

皆さん、おはようございます。

只今、議長の重責をになう事になりました大村でございます。皆さんと一緒にあってより良い議会、そして、住民福祉の向上を旨とした議会、そして、町民の為に活発に活動する議会と一緒に作り上げていきたいというふうに思っております。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶と致します。どうぞよろしくお願います。

臨時議長（平原熊次君）

議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

休憩します。

10 : 18
～
10 : 19

(追加日程配布・議席票配布)

(大村議長 議長席に着く)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き再開します。

これからの議事日程は、お手元に配布しました追加議事日程のとおりであります。

▼ 日程第1 議席の指定

議長（大村明雄君）

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

▼ 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、3番 松元勇治君、5番 平原熊次君を指名します。

▼ 日程第3 会期の決定

議長（大村明雄君）

日程第3 会期の決定の件を議題とします。

南大隅町議会は、昨年9月24日の本会議において、町民に開かれた議会を推進し、議会の役割と活動の指針を明確にするために南大隅町議会基本条例を制定いたしました。

施行日を本年4月1日としておりますので、本日招集されました本会議より通年議会がスタートいたしました。

地方分権により、自己責任の範囲がさらに拡大する中、二元代表制の一翼を担う議会の役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。

このため、議会は町長と対等な関係を構築し、町民福祉の向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び監視機関としての役割を十分に発揮すべく決意を新たにすると共に、議員各位のご協力をお願いしまして会議を進めてまいります。

お諮りします。今、定例会の会期は、本日から平成26年3月31日までの335日間にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

よって、今、定例会の会期は、本日から平成26年3月31日までの335日間に決定しました。

なお、平成25年度南大隅町議会定例会5月会議の期間は、本日の1日間にします。

▼ 日程第4 副議長の選挙

議長（大村明雄君）

日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（ 議場を閉める ）

議長（大村明雄君）

ただいまの出席議員は12人です。

つぎに、立会人を指名します。

会議規則第28条第2項の規程によって、立会人に6番 日高孝壽君及び7番 川原拓郎君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（ 投票用紙の配布 ）

議長（大村明雄君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（ 投票箱の点検 ）

議長（大村明雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(点 呼)

議会事務局長（大久保清昭君）

1 番 浪瀬敦郎議員 2 番 持留秋男議員 3 番 松元勇治議員 5 番 平原熊次議員
6 番 日高孝壽議員 7 番 川原拓郎議員 8 番 大久保孝司議員 10 番 宇野仁一議員
11 番 大内田憲治議員 12 番 水谷俊一議員 13 番 井之上一弘議員、
最後に、大村議長に投票いただきます。

(投 票)

議長（大村明雄君）

投票漏れはありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終ります。

開票を行います。

日高孝壽君及び川原拓郎君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議長（大村明雄君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、川原拓郎君 6 票、大久保孝司君 5 票、井之上一弘君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票は、3 票です。

したがって、川原拓郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

議長（大村明雄君）

ただいま、副議長に当選されました、川原拓郎君が議場におられます。

会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。川原拓郎君。

[副議長 川原 拓郎 君 登壇]

副議長（川原拓郎君）

ただ今、副議長選挙におきまして副議長に当選致しました川原拓郎でございます。

議長の女房役、そしてまた、議長事故ある時は、議長を務める大役を果たしていくべく取り組んで参ります。また、円滑な融和のある議会活動を努めて、一生懸命頑張る覚悟でございますので、議員各位皆様方のご指導よろしくお願い致しまして、当選の挨拶と致します。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 34

～

11 : 00

(常任委員の選任協議)

(追加日程(議席変更)・構成表作成・配布)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長、副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

▼ 追加日程第1 議席の一部変更

議長（大村明雄君）

追加日程第1 議席の一部変更を行います。

今回、議長、副議長の選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

12番 水谷俊一君の議席を7番 川原拓郎君と、13番 井之上一弘君の議席を9番 大村明雄君と、それぞれ変更します。

それでは、ただいま指定しました議席にそれぞれお着き願います。

暫時休憩します。

11:01
～
11:01

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ **日程第5 常任委員の選任**

議長（大村明雄君）

日程第5 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっています。

よって、議長としては、議員諸君から一応希望を取り、これに基づいて地域性、定数関係ともならみ合わせ調整し、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

11:02
～
11:02

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しまし

た。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の召集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから各常任委員会ごとの委員長、副委員長を互選していただきたいと思っております。

総務民生常任委員会は全員協議会室、教育産業常任委員会は第1委員会室と定めます。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

11:03	(各常任委員会)
～	
11:24	

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務民生委員会委員長に宇野仁一君、副委員長に松元勇治君、教育産業委員会委員長に持留秋男君、副委員長に大内田憲治君、以上のとおりであります。

暫時休憩します。

11:25	(議会運営委員の選任協議)
～	(構成表作成・配布)
11:27	

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第6 議会運営委員の選任

議長（大村明雄君）

日程第6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員会の場所を全員協議会室と定めま

す。なお、同条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっています。

暫時休憩します。

11：28
～
11：32

（ 議会運営委員会 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に宇野仁一君、副委員長に持留秋男君、以上のとおりであります。

暫時休憩します。

（ 全員、全員協議会室へ ）

11：32
～
11：47

（ 一部事務組合議員、監査委員の選任協議 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第7 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第7 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第6条第2項の規定によって、本町議会からは、2人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に大久保孝司君、水谷俊一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました大久保孝司君、水谷俊一君を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました大久保孝司君、水谷俊一君が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました大久保孝司君、水谷俊一君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

大久保孝司君、水谷俊一君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

〔 議員 大久保 孝司 君 登壇 〕

8番（大久保孝司君）

ただ今、大隅肝属広域事務組合議会議員選挙におきまして、当選致しました大久保孝司君です。この広域事務組合の方は、介護、火葬場、そして清掃場、この3つの事業の中で進められております。大変な仕事だとは自覚致しております。南大隅町議会の議員として、しっかりとした職務を遂行して参りたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

〔 議員 水谷 俊一 君 登壇 〕

7番（水谷俊一君）

ただ今、大隅肝属広域事務組合議会議員選挙におきまして、当選致しました水谷俊一でございます。同僚議員と共に一生懸命職務に務めたいと思います。よろしくお願い致します。

す。

▼ 日程第 8 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第 8 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第 5 条第 2 項の規定によって、本町議会からは、2 人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に平原熊次君、大内田憲治君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました平原熊次君、大内田憲治君を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました平原熊次君、大内田憲治君が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました平原熊次君、大内田憲治君

が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

平原熊次君、大内田憲治君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

[議員 平原 熊次 君 登壇]

5番（平原熊次君）

ただ今、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選しました平原熊次でございます。消防の議会に一生懸命頑張りますので、どうかよろしくをお願いします。

[議員 大内田 憲治 君 登壇]

11番（大内田憲治君）

ただ今、大隅肝属地区消防組合の議員として当選致しました大内田憲治でございます。地域の安心安全な町づくりの為に精一杯頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。終わります。

▼ 日程第9 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第9 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組合規約第5条第2項の規定によって、本町議会からは、3人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南大隅衛生管理組合議会議員に浪瀬敦郎君、松元勇治君、井之上一弘君を指名します。
お諮りします。

ただいま、議長が指名しました浪瀬敦郎君、松元勇治君、井之上一弘君を南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました浪瀬敦郎君、松元勇治君、井之上一弘君が南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました浪瀬敦郎君、松元勇治君、井之上一弘君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

浪瀬敦郎君、松元勇治君、井之上一弘君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

[議員 浪瀬 敦郎 君 登壇]

1番（浪瀬敦郎君）

ただ今、指名選挙により議員各位から賛同頂き、南大隅衛生管理組合議会議員として当選しました浪瀬敦郎でございます。微力ではありますが、町民の負託に応えるべく、誠心誠意頑張る所存でありますので、各位のご指導、ご協力よろしくお願い致します。

[議員 松元 勇治 君 登壇]

3番（松元勇治君）

ただ今、南大隅衛生管理組合議会議員に当選しました松元勇治です。誠心誠意職務を遂行する事に努力します。よろしくお願い致します。

[議員 井之上 一弘 君 登壇]

9番（井之上一弘君）

今回、南大隅衛生管理組合議会議員に当選した井之上でございます。前任者のよき指導等を受けて一生懸命頑張りますので、よろしくお願い致します。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

11:57
～
13:00

(執 行 部 議 場 へ)

13:00
～
13:05

(執行部自己紹介・議会自己紹介)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第10 行政報告

議長（大村明雄君）

日程第10 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

みなさん、こんにちは。一連の報道についてのご報告を申し上げます。

まず、今回の一連の報道につきまして、議会をはじめ町民皆様へ、大変ご迷惑をお掛けいたしましたことに対しまして、衷心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それではこれまでの経緯につきまして、報道されました記者会見での内容をもとに、経過説明・報告をさせていただきます。

まず、現段階で私の中でこの件に関しましては、すでに処分場誘致のお話は完全消滅し、過去のお話として認識し整理済みであり、終わったこととして認識をいたしております。

4月24日、26日、27日とテレビ報道でありました委任状の存在についてでございますが、4年前就任当時のことでありまして、確かに署名した記憶が無かったのが本音でございます。

記憶を思い起こし、結果的に署名をいたしておりました。私の中では商工会長時代であったのではと、自分の中での記憶が曖昧であったと思い起こした次第であります。そのことにつきましては、言い訳と言われても弁解はできませんが、丁度4年前の、町長就任直後で行政執務にも慣れない繁忙時期であったと考えているところであり、大変申し訳なく思っております。

プライバシーもありますので、メディア報道等でありましたとおり、あえてX氏とさせていただきますが、X氏に対し、そのような委任状を渡した事は、今になれば行政の長として軽率であったこと、そしてまた不適切であったと深く反省いたしております。

問題とされております委任状については、4月15日テレビ取材後、X氏に確認したところ、「2年前の3.11原発事故発生により、委任内容は破棄したも同然であり、今後もそのような計画は一切有り得ないので、お返しします」との回答をいただいております。

平成19年から20年当時、最終処分場の誘致運動を行った経緯は、雇用創出や企業誘致として、活性化策として町内に賛同者も多く確かにありました。これは平成19年、当時の前町長時代、地域活性化策として最初にどなたから持ち込まれた話かわかりませんが、後でお聞きし原子力発電環境整備機構NUMOの方とわかりました。前町長並びに議会も全員賛成の中、誘致話が確かに湧いてきたことは事実であります。

私はその当時商工会長でありましたので、商工会が中心となり誘致推進を進めてくれとの要請を受け、地域活性化・企業誘致・雇用創出としては、非常にいいお話だと皆さんの賛同を得まして、商工会内部に活性化協議会を設け推進した経緯があります。

その後、町長に就任いたしまして、就任時から町内各地域での町政座談会では町民の皆様より、関連施設の誘致はすべきではないとのご意見等が多かったため、一部において誘致推進の方々もいらっしゃった中、私としましては商工会内部の推進している組織に属していた時の立場と、就任後広く町民の意見を聞く立場において、町民皆様の総意として大きな温度差を感じた次第であります。

就任当時からは町長として民意尊重の立場から、議会答弁でも一貫して、白紙での立場を表明してまいりました。また議会特別委員会でも、住民から議会に提出されました賛成、反対の陳情についても、その審議中に、3.11の原発事故が発生し、町議会としても、正式な要請がない中で、このことについては双方を不採択とされた経緯であります。

私としても行政の長としては、町のイメージ等これから先を考えた場合、やはり、そのような施設は作るべきでなく、私の中で誘致はあるべきではないと、考え方の大きな軌道修正をいたしたところでもあります。

そのような経緯の下、あの3.11の東日本大震災による原発事故の悲惨さを、まの辺りにし、私は絶対に作るべきでないと判断、危険リスクの大きい誘致は絶対にしない旨、決断をいたしました。

その後、昨年8月のテレビ報道により、町民の皆様には多大なご心配をお掛けし、それ以降は報道事案に対する釈明・陳謝に奔走し、そして昨年12月には「核関連施設立地拒否」の条例を議会と共に制定いたしました。

今回の選挙戦でも、そのことが焦点としてクローズアップされたため、私は確かに当時推進をしておりましたが、X氏との接点、並びに推進をスタートしたきっかけが、先ほど申し上げましたとおり、商工会長時代、当時の前税所町長、鶴園前助役、当時の議会議員の方々の総意として要請を受け、商工会長として事業推進に取り組んだ経緯からであります。

そのことを含め、今年にはいりましてからは、これまでの経緯と顛末を議会並びに町民の皆様へ正しく、真摯にご説明申し上げ、「核関連施設立地拒否条例」も制定されておりますので、あらためまして、私の任期中、このような施設の誘致は絶対にしない宣言をし、その政治姿勢を今後も貫くと明言をいたしました。

そのことについて町民各位より厳しい叱責・叱咤にまた激励もいただき、この4月に行われました町長選挙により、町民皆様の審判をお受けした次第であります。

結果的に、最終処分場の誘致話については、私の中ですでに過去の事である旨、町民皆様にご説明のうえ、ご理解を賜わり、核関連施設の立地は断固拒否、2期目の大きな政策課題であります「観光元年スタート」に、町民皆様からの大きな期待と、大隅半島ひいて

は鹿児島県全体の経済浮揚が、佐多岬開発にかかっていることは、過言ではないと言う考え方をご理解いただいたものと、私の中で整理いたしており、この町が過疎化の波に埋没しないよう引き続き頑張っていく覚悟であります。

これまで町民の方々を始め、近隣市町の皆様方や関係機関、報道の皆様各位にも今回の件におきまして、ご迷惑等お掛けいたしました但、これまでの経緯と現在の考え方、これからの私の政治姿勢としてここに真摯に議会へ御報告申し上げ、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます次第であります。

なお、「委任状」についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、現在はその効力を有しないと、X氏と私の中で相互理解を明確に得られており、近日中にその原本を返送お返し頂くことで、委任内容破棄の手続きも完了いたしておりますことを、ここにご報告申し上げます。

今回報道の件、一連の事案につきまして、ご迷惑をお掛けいたしましたことに対し、わたくし南大隅町長森田俊彦は、あらためましてご町民皆様へお詫び申し上げます。

(動 議 提 出)

10番 (宇野仁一君)

今般の核廃棄物処理場誘致権限に関する町長の委任状への署名による報道等で、多くの町民の疑惑と不信感が大きくなり、町民の負託を受けた議会として看過できず、また、議会としては看過すべきでなく、町長の説明・答弁もその場、その時で全くつじつまが合っておりません。現在の説明でも、先日体協で説明されたのと全く違っております。

この際、地方自治法で議会調査権として、第100条にある100条委員会を設置し、その真相を町民の前に明白にすべきであると考え、100条委員会の設置を提案致します。また、この件では、議長を含めた4名の議員も署名しているとの指摘があります。町議会議員とは、住民の福祉向上に努めるべきとあり、町民感情を考えますと背信行為と言えます。

よって、この際、特別委員会により、その内容・経緯を明白にすべく、核廃棄物処理場誘致委任状への議員署名問題調査特別委員会の設置を提案致します。

以上、2つの特別委員会の設置の動議提案であります。

議長 (大村明雄君)

暫時休憩します。

13 : 16
～
14 : 03

(県議長会へ問い合わせ)

議長 (大村明雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、宇野仁一君他1名から核廃棄物処理場誘致委任状の調査に関する決議が提出されました。核廃棄物処理場誘致委任状の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方は、起立願います。

起 立 少 数

議長（大村明雄君）

起立少数です。

したがって、核廃棄物処理場誘致委任状の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは否決されました。

町長の行政報告は、終わりました。

▼ 日程第11 承認第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議長（大村明雄君）

日程第11 承認第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

承認第1号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成25年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、緊急を要しましたので、去る3月31日に専決処分したものであります。

主な改正内容は、法律及び政令等の改正に伴い、個人住民税・固定資産税及び延滞金等に係る規定について、所要の改正を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願いいたします。

税務課長（石走和人君）

承認第1号に関する補足説明をいたします。

今回の「地方税法の一部を改正する法律要綱」であります。現下の経済情勢を踏まえ、成長と富の創設の好循環を実現するなどの観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入等特別税額控除等の延長・拡充、並びに、東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正、並びに、延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、地方税法の一部が改正さ

れたものでございます。

この改正に伴う町税条例の一部改正の主な内容であります。個人住民税の住宅借入等特別税額控除等の延長・拡充、並びに、東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除等の延長等及び国税の見直しに合わせ、延滞金・還付加算金の利率引下げ等に係る規定について、所要の改正を行ったものであります。

以上で、承認第1号に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

▼ 日程第12 承認第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議長（大村明雄君）

日程第12 承認第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処

分の承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

承認第2号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成25年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、緊急を要しましたので、去る3月31日に専決処分したものであります。

主な改正内容は、法律及び政令等の改正に伴い、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等に係る規定について、所要の改正を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願いいたします。

税務課長（石走和人君）

承認第2号に関する補足説明をいたします。

今回の「地方税法の一部を改正する法律要綱」につきましては、先ほど承認第1号に関する説明のなかで読み上げましたので、省略させていただきます。

今回の改正に伴う国民健康保険税条例の一部を改正する主な内容でございますが、特定世帯等に係る軽減特例措置の延長等でございます。国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度へ移行し、もう一人が国民健康保険に残った世帯に係る世帯別平等割を最初の5年間2分の1軽減する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する保険税の軽減特例措置等に係る規定について、所要の改正を行ったものであります。

以上で、承認第2号に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

- ▼ 日程第13 承認第3号 平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について
- ▼ 日程第14 承認第4号 平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- ▼ 日程第15 承認第5号 平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- ▼ 日程第16 承認第6号 平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

議長（大村明雄君）

日程第13 承認第3号 平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

日程第14 承認第4号 平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

日程第15 承認第5号 平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

日程第16 承認第6号 平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

ただ今、一括提案となりました、承認第3号から承認第6号までの4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号は、平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認

についてでございます。

本案は、平成24年度の地方交付税、県補助金及び、町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る3月31日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5千2百2万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3千34万9千円と致しました。

主なものとしましては、歳出予算では、「町有施設整備基金」、「地域振興基金」等へ積み立てを行い、歳入予算では、「自動車重量譲与税」「地方交付税」等を計上致しました。

また、「第2表 地方債補正」では、「合併特例事業」等の限度額の変更を行ったところでございます。

次に承認第4号は、平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5千2百22万8千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算において、保険事業費等の決算見込みによる調整を行い、歳入予算では、国、県等の交付金について調整を行ったところでございます。

次に、承認第5号は、平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、百92万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9千76万4千円としたものでございます。

歳入歳出の主なものとしましては、事業費の不用額の減額に併せ、剰余金については、一般会計への繰り出しを行ったところであります。

次に、承認第6号は、平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4百40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億6百65万4千円としたものであります。

主なものとしましては、保険給付費等不用額の減額と、これに伴う一般会計繰入金、基金繰入金の減額であります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い致します。

総務課長（石畑博君）

それでは、承認第3号 一般会計補正予算の専決処分についてご説明いたします。

まず、1ページからお願いいたします。

平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）、平成24年度南大隅町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千2百2万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3千1百34万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正 これはそれぞれ事業の変更確定による調整をいたしております。合併特例事業の限度額の「2億8千2百70万円」を、150万円減額し「2億8千1百20万円」に、過疎地域自立促進特別事業の「7千4百20万円」を、2百80万円減額し「7千1百40万円」に、災害復旧事業の「9百70万円」を、10万円減額し「9百60万円」にそれぞれ変更し、合計額で4百40万円の減額変更をするものであります。

主な減額の内訳としましては、合併処理浄化槽補助、庁舎改修事業、複式学級補助、岬マラソン、農業用施設災害復旧事業等の確定によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更はございません。

続きまして、8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、2款の地方譲与税から11ページ21款の町債までは、すべて事業確定等によります調整をいたしております。

9ページをお願いいたします。

上段でございますが、10款 地方交付税については、今回普通交付税に1億7百75万6千円を計上し、確定額の37億2千6百88万8千円に調整、全額計上したところでございます。

特別交付税については、今回1億2千2百55万7千円を計上し、決定額の3億5千2百55万7千円に対し、1億円を留保して計上しているところです。

また11ページでございますが、18款 繰入金として特別会計の診療所事業特別会計繰入金として、大泊・郡診療所会計より1百98万9千円、佐多診療所会計より1百41万8千円を合計額3百40万7千円計上いたしております。

続きまして歳出の12ページから14ページでございますが、各予算費目の細目について各事業毎、それぞれ精算見込によります調整をいたしております。

詳細につきましてはそれぞれ表記いたしておりますので、お目通しをいただければと思います。

なお調整後の剰余金につきましては、12ページの上段の方になります。

2款 総務費 1項 総務管理費の11目 財政調整基金費に5千万円、13目 町有施設整備基金費に同じく5千万円、14目 ふるさとおこし基金費に1千万円、16目 地域振興基金費に1億5千4百92万3千円をそれぞれ積み立て、補正後の24年度末の基金残高額でございますが、財政調整基金が11億9千96万9千円、減債基金が10億7千9百59万2千円、町有施設整備基金が12億3千4百85万4千円、ふるさとおこし基金が11億6千4百65万5千円、合併振興基金が7億5千2百万円、地域振興基金が6億5千4百29万9千円、地域福祉基金が3億2千4百54万4千円になる見込であり、特定目的基金合計では、64億6千6百23万8千円になり、なお参考までに申し上げますが、定額運用基金が1億9千5百万円、特別会計基金が2億8千7百28万円となり、基金額全体としましては、69億4千8百51万8千円となるところでございます。

以上、ご承認方をよろしくお願い申し上げます。

保健課長（水流祥雅君）

次に、承認第4号についてお願いいたします。

平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

1 ページをお開き下さい。

平成24年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5千2百22万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開き下さい。

歳出から申し上げます。8 款 1 目の特定健康診査等事業費に係わる不用額34万7千円に対しまして、歳入の国県の負担金等が6万円の歳入減となるため、差額を歳出不用額として28万7千円を基金に積み立てたものでございます。

次に、承認第5号についてお願いいたします。

平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

1 ページをお開き下さい。

平成24年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百92万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千百76万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開き下さい。

1 款 1 項 1 目の診療使用料といたしまして77万8千円、また、3 款 一般会計からの繰入金を20万8千円減額し、5 款 諸収入にインフルエンザ接種料等、百23万8千円追加しております。

歳出につきましては、7 ページ 1 款 総務費を58万3千円、8 ページ 2 款 医業費を89万5千円、それぞれ不用額等を減額し、5 款におきましては、一般会計への繰出金として、剰余金相当分を大泊・郡診療所より百98万9千円、佐多診療所より百41万8千円繰り出したものでございます。

引き続きまして、承認第6号についてお願いいたします。

平成24年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号)についてであります。

1 ページをお開き下さい。

平成24年度南大隅町の介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4百40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6百65万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開き下さい。

7 ページから9 ページにかけての保険給付費不用額を減額し、また、これに伴う歳入といたしまして、6 ページ 7 款 1 項 一般会計繰入金を3百10万円、2 項 基金繰入金

を百30万円減額したものでございます。
よろしくお願ひ申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
承認第3号 平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について、質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

24年度の地方交付税の普通交付税額と特別交付税額の差額は、さっき言われたけれども、普通交付税が37億いくら……。はい。その交付税につきましては、23年度と比べますと、普通交付税が増額したのか、特別交付税は下がったと思うけれども、どれだけ減額されているのかわかりますか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（石畑博君）

引き算はしてございませんけれども、24年度が3億5千2百55万7千円、そして、23が3億7千5百6万8千円でございます。

（「今のはその特交でしょ。普通交付税の方。」 の声あり）

差額でよろしいですか。

（「はい、いいです。差額でいいです。」 の声あり）

普通交付税が2千4百38万円プラス、特交が2千2百51万1千円のマイナス。以上です。

（「2千2百……。？」 の声あり）

2千2百51万1千円です。

（「変わらないね。」 の声あり）

8番（大久保孝司君）

それから、24年度の1年間の積立基金、積立額はどの程度になったとか、あの特定目的基金だけでいいですけども。他のものは省略して、特定目的だけでいいです。

総務課長（石畑博君）

財政調整基金がですね、1億3千1百50万円、減債基金が2百万円、町有施設整備基金が5千1百万円、ふるさとおこし基金が1千6百万円、合併振興基金が1億5千50万

円、地域振興基金が6億1千4百23万7千円。以上でございます。主なものは。特目の合計は9億6千6百30万7千円です。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 平成24年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

これから質疑を行います。

承認第4号 平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

これから質疑を行います。

承認第5号 平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号 平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 平成24年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

これから質疑を行います。

承認第6号 平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号 平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

▼ 日程第17 議案第1号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第17 議案第1号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第1号は、平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千4百49万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1千46万8千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算において、起業支援型地域雇用創造事業委託費を計上いたしました。この事業は、県の100パーセントの補助事業となっています。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第1号 一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第1号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）、平成25年度南大隅町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千4百49万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1千46万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

まず歳入でございますが、15款 県支出金 2項 県補助金 1目の総務費補助金に緊急雇用創出事業として、1千4百49万9千円を計上。

続きまして次のページの歳出でございますが、同額を6目 企画費の委託料に計上したものであります。なお、説明にあります起業支援型地域雇用創造事業については、予定をいたします事業名が「南大隅の宝モノを活かした新商品・サービス開発と販路拡大プロジェクト」であり、実施メニューとしては、地域資源の情報発信、観光ツアールートの開発、ガイドの育成、新商品の企画・試験販売等を実施するものであります。

以上、ご審議、ご決定方をよろしくお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

この100%事業の起業支援型地域雇用創造事業ですが、この分かりやすい説明も出ているんですけども、なかなか私共の頭で分かりにくい部分がたくさんありますけれども、企画課長が考えていらっしゃるものというのがあられる訳と思うんですが、どのような状況、少し掻い摘んで説明してもらえないですか。

町長（森田俊彦君）

企画課長が分かりやすく説明致します。あ、企画振興課長が。

企画振興課長（木佐貫徳和君）

この起業支援型地域雇用創造事業というのはですね、あくまでも失業者を救う為の施策でありまして、鹿児島県の雇用労政課というところがですね、募集をかけた訳です。

そこで、条件としましてですね、企業を起こしまして創業後10年未満の企業がですね、この利用をして、雇用の受け皿として募集できますよという項目であります。それで、合同会社岬の方からですね、こういう事業をやりたいと言いまして、企画振興課としましては、町から進達をして、県の方が承認をしたという事業であります。

事業の中身につきましては、先程申しましたように、平成21年度から23年度までにかけてましてですね、宝物・優れ物というのを実施した訳でありますけども、それを拡大、またしたいという事でもありますので、新たにですね、この事業を使いまして失業者をハローワークを通じまして4人採用するという事でもあります。そして、2名はですね、今まで使用していた人を、雇用していた人を使っていいと。合わせて6名でですね、この事業費の1千4百49万9千円で、先程言いましたような事業を行いたいという申請が上がってきたものでございます。以上であります。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

8番（大久保孝司君）

じゃあ、その合同会社岬がもうするというふうに決まっている訳ですね。決定している訳ですね。

企画振興課長（木佐貫徳和君）

先程言いましたようにですね、雇用労政課にですね、合同会社岬が直接申請をした訳であります。そこで、町を通じて申請を上げなさいという事で、県の方から指導がございまして、進達をして上げたという事でもあります。もう決定している事業であります。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）については、原案とおとり可決されました。

暫時休憩します。

14：41

～

14：41

（ 地方自治法 第117条 議員の除斥 日高議員 退場 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第18 同意第1号 監査委員の選任について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第18 同意第1号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第1号は、監査委員の選任についてであります。

本町の監査委員に、南大隅町佐多馬籠935番地 日高孝壽氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なにとぞ、ご審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、同意第1号 監査委員の選任について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

起立多数

議長（大村明雄君）

起立多数です。
したがって、同意第1号 監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。
暫時休憩します。

14:43

～

14:43

（日高議員 入場）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第19 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第19 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配布のとおりだと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定することにいたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

平成25年度南大隅町議会定例会5月会議を散会します。

散会　：　平成25年5月1日　午後2時44分